

第74回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和5年6月13日(火) 16:00~17:00

場所 オンライン会議による開催

出席者 (1) 構成員

辻 正次 座長、酒井 善則 構成員、  
佐藤 治正 構成員、関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、  
西村 暢史 構成員、西村 真由美 構成員  
(以上7名)

(2) オブザーバー

東日本電信電話株式会社 松本 工 相互接続推進部 制度・料金部門長  
井上 暁彦 経営企画部 営業企画部門長

西日本電信電話株式会社 藤本 誠 経営企画部 営業企画部門長  
木下 雅樹 設備本部 相互接続推進部 制度  
料金部門長

KDDI株式会社 関田 賢太郎 相互接続部長  
橋本 雅人 相互接続部 副部長

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部  
相互接続部 部長  
小林 一文 渉外本部 通信サービス統括部  
相互接続部 アクセス相互接続課 課長

南川 英之 渉外本部 通信サービス統括部  
相互接続部 担当部長

斉藤 光成 渉外本部 通信サービス統括部 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

佐々木 太志 MVNO委員会 委員長

中野 一弘 MVNO委員会 運営分科会主査

三宅 義弘 MVNO委員会 運営分科会副主査

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

小畑 至弘 常任理事

一般社団法人 I P o E 協議会

石田 慶樹 理事長

外山 勝保 副理事長

株式会社 N T T ドコモ 下隅 尚志 経営企画部 接続推進室長

東原 弘 料金企画室 担当部長

(3) 総務省

竹村総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、近藤総務課長、  
飯村事業政策課長、片桐料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、  
永井料金サービス課課長補佐、前田料金サービス課課長補佐、

■議事概要

- モバイル接続料の検証に関する方針整理案
  - ・ 事務局より、資料74-1について説明が行われた後、質疑が行われた。
- 移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針の改正方針について
  - ・ 事務局より、資料74-2について説明が行われた後、質疑が行われた。
- シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しに関する検討の方向性（案）
  - ・ 事務局より、資料74-3について説明が行われた後、質疑が行われた。

■議事模様

○ モバイル接続料の検証に関する方針整理案

【辻座長】 それでは、議事を開始したいと思います。

本日最初の議題は、「モバイル接続料の検証に関する方針整理案」であります。本件は、前回会合までの議論、会合後の書面での構成員意見及び各事業者への追加質問への回答を踏まえ、事務局にて方針を整理いただきました。その内容につきまして、事務局から御説明いただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

まずは事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局より資料74-1に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問等がございます構成員はお知らせいただけますでしょうか。

それでは、酒井構成員、お願いいたします。

**【酒井構成員】** 概ねこういった考え方に賛成ですが、トラヒックについて以前もいろいろ申し上げた点で補足しますと、NGNのコストドライバの検討の際にも、同じトラヒック量でも音声とデータでは要求される品質が違うので、多少扱いに差をつけるべきではないだろうかという観点で、コストドライバの検討を進めました。

ただ、今回の場合、もちろん厳密にやるという進め方はできないことはないのですが、きちんとやるとかなり大変な話になるので、例えば、次善の策として、大体似たような考え方を使うことができるということで、NGNのコストドライバの数値をそのまま使ってしまうという手もありますし、あるいは、もう特に余計なことはしないで、今回は純粋にトラヒック量だけで按分するという手もあります。この点は、今後、その複雑さと合意が図れるかどうかという点も併せて議論していけばよろしいのではないかと思います。

以上です。

**【辻座長】** ありがとうございます。大変現実的な御意見かと思えます。

そのほか、いかがでございましょうか。

それでは、西村暢史構成員からお手が挙がっておりますので、お願いいたします。

**【西村（暢）構成員】** 中央大学の西村でございます。私のほうからもコメントを1点申し上げたいと思います。

今回、各事業者の方々から諸情報を提供いただきましたが、これは大変意味があるものでありまして、結果、各事業者の配賦基準に関する考え方、ポリシーが示され、その説明には一部理解し得る点も確認され、また他方では、今回の原価の適正性確保という観点を考えますと、各事業者の考え方が大きく異なる点も同時に確認されています。これは結局、法令上求められている接続料の適正性の観点からも、可能な限りで平仄を合わせるという方向性を示しているのではないかと考えております。

その際、36ページ目の方針整理案にもございますとおり、試算を行っていただき、その試算結果の評価をして、その後見直しスケジュールを検討するというような形で、段階的に丁寧に進められていくべきだと思います。

その中で、今回分かったように、トラヒック比を原則とするとしても、やはり例外的なトラヒック比以外の基準があり、これは試算を進める中で各事業者の考え方が示されてくるかと思いますが、その点は十分に聞き取っていただいて、すり合わせをしていくという規制プロセスについては、御確認いただきたいと思っております。

以上です。

**【辻座長】** ありがとうございます。

確かに、おっしゃるように、全てトラヒックできれいに出てくるとは考えられないと思いますので、原案の中にありましたように、それ以外の要因についても加味していく必要が当面はあるような気もいたします。

それでは、ソフトバンクから発言の求めがありましたので、ソフトバンクの伊藤様、御発言をお願いいたします。

**【ソフトバンク】** ソフトバンクです。発言の機会を与えていただきましてありがとうございます。私から1点、意見を述べさせていただきたいと思います。

資料の29ページ目の第1パラグラフの2つ目の点、ここは当社の現行の配賦の方法に対する今後の方向性を取りまとめたいただいた箇所かと思っておりますが、その中で、「通信設備の分類方法及び適用する配賦基準について恣意性が入る余地があるとの指摘を踏まえ、配賦の考え方を見直すことが適当ではないか」という取りまとめ案が記載されており、これに関して意見を述べさせていただきたいと思います。

配賦の基準の詳細につきましては、別途、高橋先生からも追加質問いただいております。本日の参考資料74-5で詳細は御回答させていただいております。

その中でも記載させていただいておりますが、当社は、設備の性質や設計ポリシーの実態に基づいて、可能な限り精緻に会計処理・算定を行っており、従いまして、資産の特定についても、明確で恣意性が入る余地はないと当社としては考えています。ここに関してはまだ十分な議論が尽くされていない認識ですが、いずれにしましても、事業影響も含めて極めて大きな事案になる認識ですので、特に、当社のこの点に関しての見直しの是非につきましては、引き続き丁寧な議論をさせていただきたいと思っております。それが当社としての要望、意見でございます。

よろしく申し上げます。

**【辻座長】** ありがとうございます。

事務局から、今の御意見に対して御説明等はございますか。

**【前田料金サービス課課長補佐】** 事務局でございます。

御指摘の点でございますが、この記載は、あくまでもこの研究会の中で各事業者に御説明をいただいたところについて、先生方から御指摘をいただいて、その内容を踏まえて取りまとめたというものでございます。

公開の場で細かくこの考え方に恣意性があるかないかを検討するのは、なかなか議論しにくい部分もあろうかと思っており、また、少なくともここでは「恣意性が入る余地があるとの指摘」があったということを書いているに過ぎませんので、特段これまでの議論から外れたものではないと認識しておりますが、これから試算を進めていく中で、仮に細かな考え方を示していただけるようであれば、そこも含めて検討していきたいと思えます。

【辻座長】 ありがとうございます。

恣意性につきましては、私も指摘させていただきましたが、厳密かつきれいに分類できるような考え方であったら良いのですが、データ等の観点でも、考え方の観点でも、どうしてもきれいに理解・区別できないような気がしております。過去のLRIC等の接続料算定における議論の積み重ねでは、恣意性が入らない基準が色々と検討されました。そういった過去の議論の展開も踏まえたと、ソフトバンクさんが主張されておられる点につきましては、もう少し厳密な議論やデータに基づいて検討する余地があると考え、恣意性について指摘させていただきました。

この点はまた今後検討すべき点ですので、ソフトバンクさん、あるいは、ほかの事業者の方々から御意見をいただきましたら、また、議論を深めたいと思えます。

伊藤様、いかがでしょうか。

【ソフトバンク】 ありがとうございます。内容につきましては、承知いたしました。

いずれにしても、配賦の考え方を見直すことを大前提として検討するのではなく、必要なデータについて、詳細のデータを含めまして提出し、確認していただくことは当然、やぶさかではございませんので、そういった形で進めさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

【辻座長】 ありがとうございます。

今回、方針を整理いただきましたところ、大分煮詰まってまいりましたので、今後、このような議論を前提に報告書をまとめさせていただきたいと思っております。

## ○ 移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針の改正方針について

【辻座長】 それでは、続きまして、「移動通信分野における接続料等の利用者料金の関係の検証に関する指針の改正方針について」であります。本件については、「競争ルールの

検証に関するWG」における議論を踏まえた同指針の改訂方針について、事務局より御説明いただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局、よろしく願いいたします。

**(事務局より資料74-2に基づき説明)**

**【辻座長】** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのモバイルスタックテストに関する議題につきまして、御意見、御質問はございますか。構成員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、西村暢史構成員、よろしくお願いいたします。

**【西村(暢)構成員】** 中央大学の西村でございます。御説明ありがとうございました。私からは、事務局にお願いということで発言をさせていただければと思います。

今回の改訂方針の指針への組み込み方は、複数考えられるかと思えます。特に検証対象の選定過程での考慮については、6ページ目に記載がありますとおり、近接しているか否かという要件、その段階での考慮も一つの考え方であります。悩ましい点もありますが、近接以外の他の要件の運用面も考慮していただき、今後組み込み方を検討いただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

以上でございます。

**【辻座長】** どうもありがとうございました。大変ごもつともな意見かと思えます。

そのほかございませんようでしたら、ただいま報告にありましたように、これまでのモバイルスタックテストでは固定通信サービスと移動通信サービスのセット割引が検証上考慮されていなかった点について、これを改善していこうという趣旨は大変望ましいことと思っておりますので、この方針に沿って改善を進めていただきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

**○ シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しに関する検討の方向性(案)**

**【辻座長】** それでは、最後に「シェアドアクセス方式における残置回線に係る接続料算定方法の見直しに関する検討の方向性(案)」についてであります。本件につきましては、

第72回会合で示された進め方について、会合後の構成員からの追加意見等を踏まえ、事務局にて論点整理を行っていただきました。その内容につきまして、事務局より御説明をいただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

**(事務局より資料74-3に基づき説明)**

**【辻座長】** どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、御質問等がございます構成員はお知らせください。では、佐藤構成員、お願いいたします。

**【佐藤構成員】** ありがとうございます。佐藤です。

まとめていただいた内容については、これで結構だと思います。

コメントになりますが、システム改修においては、後々、こういう情報や機能を追加しておけばよかったという状況となるようなことがないように、開発段階で各事業者の意見が反映されるよう、できるだけ透明性のあるプロセスでシステム改修を進めていただきたいと思います。

そもそも、システム改修費は接続料で各事業者が応分の負担をするものなので、運用等をNTT東日本・西日本が行うとしても、それはNTT東日本・西日本のものというよりは皆のものであるという考え方に立つべきだと考えております。その意味では、システム改修費についても、仕様書や見積りといった情報を関係者、あるいは総務省とできるだけ共有できるような形も考えていただきたいと思います。

大学でも、ある一定の金額を超える物品の購入やシステム改修に関しては必ず入札や相見積りを取るなどの手続を踏むことになっていますので、今回のようなシステム改修のプロセスについても、透明性確保という観点で議論をしていただきたいと思います。

以上です。

**【辻座長】** ありがとうございます。

確かに、おっしゃるとおりの要件を満たす必要があるかと思えます。今後、今御指摘のあった点を念頭に検討していただきたいと思います。

そのほかございませんようでしたら、この方向性につきましてはお認めいただいたと思いますので、これに従って、今後また議論を重ねていただきたいと思います。

それでは、準備いたしました本日の議題はこれまででございます。

なお、構成員の皆様において、追加的にご聞きになりたいことがございましたら、あるいは、コメントがございましたら、6月16日までにメール等で事務局にお寄せいただければと思います。

最後に、次回の会合につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

**【永井料金サービス課課長補佐】** 事務局でございます。本日も御議論いただきましてありがとうございました。

次回会合の詳細につきましては、別途、事務局より御連絡を差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

**【辻座長】** それでは、これをもちまして本日の議題は終了いたしたいと思います。第74回会合に御協力いただきまして、どうもありがとうございました。

以上